

# ブラジルにおける対外利潤送金制限法の立法過程

— 経済発展と法 —

さくら い まさ お  
桜 井 雅 夫

## I はしがき

一般に、低開発国における経済発展の志向は、かなり激しいかたちであられる。それは、世界の資本主義の発展に則した形態をとりながら自己の発展をとげようとするところから湧きあがってくるものである。そしてそこに打ち出されてくるのは、ほとんどの場合なんらかのかたちで国家が経済干渉を行なう発展の方向である。その国家の経済干渉は、具体的には立法によって打ちされる。

現代の低開発国の法制度をとりあげる場合、われわれはそれを、こうした発展の秩序の全体のおもむきや動きのなかで位置づける努力をしなければならない。今回は、こうした点に立脚して、現在急速に発展するブラジルを中心にして、一国の秩序と法の交渉——とくに、対外利潤送金制限法の立法過程——について述べてみよう。

## II 経済発展と法

現代は、経済構造のうえからはかなり発展段階の進んだ資本主義の時代であり、現代の法制度も、したがってそうした発展段階の資本主義のもとにおける法制度としてとらえなければならない。しかしながら、先進諸国は、植民地および従属国の犠牲において発展しえたのであり、したがって、

先進諸国の法制度もそうした犠牲のもとに発展しえたのである。現代の低開発諸国は、こうした先進諸国のリードする資本主義の世界支配の体制に耐える形で、先進諸国の支配から脱却し、国内的には伝統的・封建的支配を打破して民主化を推進するとともに、農業支配的な社会から工業支配的な社会への進展をはからなければならない。こうした国際環境におかれた現代の低開発諸国においてあられる発展のパターンは、きわめて多様であり複雑である。現代の低開発諸国における法制度も、したがってこのような国際環境のなかで特殊のパターンをもって発展する一国の資本主義のもとでの法制度としてとらえられなければならない。

低開発諸国が産業資本の確立を必然的に体験するのは、先進国に比べて時期的にかなりのズレがあるが、そのことはおよそつぎのように理解されなければならない。産業資本の確立、つまり狭義での産業革命は、一国内部における資本主義経済の再生産機構を確立し成熟させることによって、各国の資本主義を世界市場の獲得競争へ必然的に駆り立てるといって、資本主義に固有の経済法則が発現する地盤を創り出した(遠藤輝明、「産業革命に関する一考察」、『歴史学研究』、264号、103～8ページ)。産業革命が世界各地に波及するにつれて、世界市場をめぐる資本主義諸国間の国際競争は激化し、資本主義による世界支配の体制はしだいに

強化されていった。先進諸国の産業革命展開の犠牲となってきた低開発諸国は、かなりの時期的なズレを負いながら、国内の内生的諸条件の成熟度と一国の歴史的な国際環境と位置との関連のなかで資本主義を確立していかなければならなかった。したがって、産業資本確立の展開のパターンもまた特殊的に規定されてきたのである。このような見方で、現在急速に発展しつつあるブラジルをとりあげてみるとどうということになるか。

ブラジルにおける資本主義の全体構造の認識をめざす場合、その発展の形態としての二元的構造(duas estruturas)を見逃がすわけにはいかない。一般に、現在の低開発諸国では、その発展法則のパターンをみると、古い零細農耕を中心とする伝統的な産業のなかに、近代的な技術と設備をもつ大規模な生産力が外からもちこまれ、この両者のあいだに直接の連関のないまま、ふたつのセクターが分断されている、いわば停滞伝統産業と移植近代産業との2層断絶状態型の発展である(長洲一三、『二重構造分析の方法的問題』、『経済研究』、13巻3号、220~8ページ)。ブラジルの場合にもこうした発展のパターンを一面にもっている。しかしながら、近年においては、内生的条件がかならずしもじゅうぶんでないまま先進諸国の産業体系に対応せんとして、これを上からの強行的な育成と外への依存と下へのしわよせとを通して達成する志向、つまり補完的二重構造による発展のパターンをかね備えている。日本の場合は、この補完的二重構造による発展のパターンとして理解されているが(長洲一三、『前掲書』)、ブラジルの場合には、上のようないくつかのパターンのからみ合いから生まれた複雑な構造を示している。「ブラジルはそれ自身がひとつの大陸であって、しかも奇妙な植民地的な国家」(C. Wright Mills, *Listen Yankee*, 邦訳 280 ページ)なのである。つまり、ブラジルの場合は、植民地的構造(a estrutura colonial)と

発展の構造(a estrutura do desenvolvimento)の二元的構造として理解されよう。

ブラジルの資本主義におけるこうした構造的な不均衡がつくりだすブラジル社会と国民の意識の構造的特質を明らかにすることは、法現象の理解にとって重要な意味をもってくる。

ブラジルの社会構造は、発展の特殊なパターンによってもたらされた二重性をその特徴としている。社会の二重構造は、ブラジルでは地域的な二重構造としてあらわれる。5つの大きな地域——アマゾニア、北東部、中東部、中南部、最南部——のあいだにみられる富の大きな地域較差(disparidades regionais)は、もっとも深刻な社会問題である。格差の大きさにおいて、また格差の増大傾向において、また低開発地域の大きさや人口の稠密性において、まさにブラジルそのものである。社会的には、大都市にみられるような近代的な合理的な生活関係と、農村にみられる前近代的な身分的生活関係のコントラストとしてあらわれる。そのそれぞれが経済的基盤を反映して、そこに所属する階層の意識と生活様式にもそれぞれ特有の性格を与え、その意識の格差が制度面にはねかえって、二重構造を再生産する傾向をもっている(小林直樹、『日本における憲法の定位と動態』、『法律時報』、34巻4号、4~19ページ)。急速な経済発展をとげた南部には近代的な大企業が集中し、相対的に高所得を示している一方、北東部を中心とする住民は、前近代的な大土地所有形態(fazenda)のなかでいわば農奴的な位置づけをされ低生産性農業のなかで低所得にあえいでいる。前者の意識としては、個人中心主義的で合理主義的な思考をもち、政治意識・関心は一般に高いのたいし、後者の意識は、共同体的な意識と情緒的な価値意識であり、政治意識も一般にきわめて低い。こうした問題の発生

の必然性を、ブラジル経済の内生的諸条件に則

して検討するとどうなることになるか。

ブラジルにおいては、歴史的には砂糖（北東部）→金・ダイヤ（ミナスジェライス）→コーヒー（サンパウロ）という生産活動が、地域的統一性 (unidade regional) を欠いたままで行なわれ、これらが直接国際市場にむすびついたという事実がある。しかしながら南部のコーヒー産業の発展と工業化の促進によって、停滞産業をかかえる北東部、アマゾンニアなどは原材料生産地域として南部に結合していくことによって、較差はしだいに大きくなっていった。植民地および従属国の犠牲においてなされた先進諸国の資本主義発展がもたらした激烈な国際競争に耐えるためにブラジルは独自の発展のパターンを確立したのであるが、これはじつは国内の低開発地域の犠牲においてつくられていった、いいかえれば、国際的な地域較差是正の志向が、じつは国内の地域較差を再生産してしまったのである。

ともかく若い国家ブラジルは、懸命の努力によって、すでに年老いた世界のなかへおくれてはいついこうとしている。そして、こうした環境のなかにおかれたブラジルが選択 (opção)した経済制度は、前近代的経済の残存物とならんで、資本主義的または外国依存の諸要素、および「国家資本主義」的な諸要素（すなわち国有化部門、多少ともゆるやかな計画制度、投資に関する国家のきわめて積極的な役割、その他）が、さまざまな度合いで共存した制度である (Robert Fossaert, *L'avenir du capitalisme*, 邦訳 39 ページ)。あるものはこれを「新資本主義」(neo-capitalismo) といい、あるものは「新経済自由主義」(neo-liberalismo econômico) といい、あるものは「混合経済」(economia mixta) の体制といい、またあるものは「国家資本主義」(capitalismo de estado) そのものだという\*。こうした制度の理論的把握は専門家にまかせると

して、ともかく事実として存在するブラジルの現段階の特徴は、国家の経済干渉であるといえる。

\* 現代ブラジルのイデオロギーでもっとも大きな対立は、およそつぎの3つである。

- (1) 新資本主義 (neo-capitalismo)
- (2) キリスト教連帯主義 (solidarismo cristão)
- (3) 社会主義 (socialismo)

大ざっぱにいうと、(1)の流れをくむのは、ブラジル経済研究所 (Instituto Brasileiro de Economia—Fundação Getúlio Vargas) を中心とする学派、(2)はリオデジャネイロ・カトリック大学 (Pontifícia Universidade Católica do Rio de Janeiro) を中心とする学派、そして(3)はブラジル高等研究所 (Instituto Superior de Estudos Brasileiros) を中心とする学派である。

一般的にいうと、国家のひとつの干渉は、国家によるもうひとつの干渉を必要として、干渉はしだいに拡大・強化され、一般化を余儀なくされる。しかし低開発諸国の場合、国家の経済干渉の一般化はかなり困難である。というのは、その可能性がいたるところでいくつかの条件、それも矛盾した条件を前提としているからである。そのいくつかの条件とは、「封建的な制度またはその一味を打倒すること、保護的な関税・財政制度の樹立、発展を促進し、創意を刺激し、諸努力を調整するための国家の不断の干渉、その結果として、外国資本に従属する鉱山、工業、銀行企業を国民経済の目的にしたがわせること、それができないときは国有化を行なうこと、最後に外国の援助を獲得すること」である (R. Fossaert, *op. cit.*, 38 ページ)。つまり、前近代的な秩序を解体したあとにうちたてられる新しい秩序、すなわち「近代」の内容がどのようなものであるかということ、だれがその「近代化」の担い手となるかということを見ると、先進諸国の場合とはかなりちがった特徴をもっている。このことは、低開発諸国のあいだでも一様ではなく、担

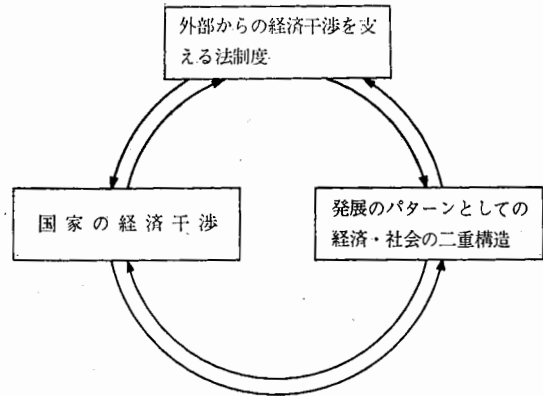
い手と内容は、それぞれの国の、それぞれの時代の「近代化」の歴史的条件によって決定されている。ブラジルの近代化をみると、前近代の制度を打破し資本（とくに外国資本）に対抗せんとする民衆の側からの近代化と、国家権力を介しての資本の側からの近代化とがからみ合って複雑な展開をみせている。だから、ブラジルの場合、国家の経済干渉はそれ自体一般化の困難のゆえに、経済・社会の二重構造を生みだし、また二重構造はみずから再生産する性格をもつがゆえに、一般化の困難な国家の経済干渉を必要とする。

しかもこうした経済過程への外部からの干渉は、いずれも国家の干渉の立法という形態において法律として打ちされる\*。そこで、こうした経済制度における国家の経済干渉の法制度は複雑になり、制度を支える機構がますます面倒になる。資本主義発展の一般法則を具体化するためにブラジルがとった発展の特殊なパターンをみれば、むしろ当然のことである。つまり、外部からの経済制度への干渉を支えるところの国家の立法、そして法制度は、経済・社会の二重構造を生みだし、また経済・社会二重構造はそれ自体再生産される、という特性を止揚せんとする志向から、必然的に干渉の法制度を容認せざるをえない。経済構造と国家と法のダイナミズムは、こうしてたがいのあいだを振子のように運動し、不断の運動過程をくり返す。以上のことを図式化すれば次段のようになろう。

\* 1946年ブラジル連邦憲法第5章（第145条～第162条）は、経済および社会秩序について規定しているが、第146条および第148条はつぎのごとくである。

第146条 連邦は、特別法により、経済の領域に干渉し、及び特定の産業又は活動範囲を独占することができる。この干渉は、公益に基礎をおき、且つこの憲法が保障する基本的人権によって制限される。

第148条 国内市場を支配し、競争を排除し及び専横的に利潤増殖を目的とするあらゆる種類の個人的又は団体的企業の連合又は団体を含む経済力濫用のすべての形式は、法律でこれを制限する。



こうしたダイナミズムのなかで、「経済発展と法制度」といったような問題をあつかう場合、経済と法とのあいだの法事実的・法社会学的な観察方法、または機能論的な方法が必要になろう。低開発諸国の法制度についていえば、国際的には、先進諸国の経済発展に則応するようなパターンをとって発展をすすめる場合は、支配国と被支配国といった関係での法制度のとらえ方、また同じ発展段階にあるような他の低開発国との関係での法制度のとらえ方、そして国内的には、そうした国際環境におかれた自国の経済構造に国家が干渉を行なう場合、資本の支配と被支配との関係での法制度のとらえ方、などが考えられる。こうしたふたつの方法は、国家の経済干渉が前述のごとく一般化できないため、分けて考えることはむずかしい。ブラジルについていえば、それが経済発展への適応能力を開発するための条件、それも矛盾した条件を前提としているからである。根本改革 (Reformas de base) として農業改革を行なうこと、国家経済審議会 (Conselho Nacional de Economia), 通貨信用管理局 (Superintendência da Moeda e do

Crédito, SUMOC), 貿易局 (Carteira de Comércio Exterior, CACEX) などによる保護的な貿易・財政制度を確立すること, 連邦開発審議会 (Conselho do Desenvolvimento da Presidência da República), 石油公社 (Petrobrás), 国立製鉄所 (Companhia Siderúrgica Nacional), 電力公社 (Eletrobrás), 電話公社 (Telebrás), 重機械工業実行グループ (Grupo Executivo da Indústria Mecânica Pesada, GEIMAPE) などによって発展を促進したり, 民間のイニシアティブを刺激するための国家の不断の干渉, その結果としてアメリカを代表とする 外来定着資本にたいし, 資本登録, 利潤送金制限, 経済力乱用取締りなどの方法によって 国民経済の目的にしたがわせること, それができないときは公共部門から優先的に国有化を行なうこと, そして最後に, 第3世界 (Terceiro Mundo) に生きるブラジルが, 資本主義地域および社会主義地域の双方から 経済援助を獲得すること, などがそれである。

しかも, これらはいずれも土地収用法, 通貨信用管理局指令, 対外利潤送金制限法, 経済力乱用取締り法, 国有化令などの国家の干渉の立法という形態で法制度としてうら打ちされたものなのである。

このように, 法を支えているものは, 一国の政治的・社会的諸条件, またその基礎にある経済的諸条件が相互にからみ合っつてつくられる 全体の支配秩序である (渡辺洋三, 『憲法と現代法学』, 9ページ, および同, 『法社会学と法解釈学』, 154~5ページ)。したがって, 低開発諸国の法制度を研究対象とする場合, 法をこの支配秩序の全体としてのしくみのなかで位置づけ, 相互関係の法則性をあきらかにすることが必要となってくる。つまり, 法の解釈とはべつに, よりファンクショナルに法をとらえることが要請される。そして, 発展しつつある諸国の現代の法の複雑なしくみを分析するために

は, 世界の資本主義の発展のなかで一国が選択 (opção) した発展のパターンとの関連で, 法制度がどのような生態をもっているかを分析することが課題となる\*。

\* 従来, 低開発諸国の法に関する研究は, 比較法の分野で行なわれており, さらに最近は低開発諸国と先進諸国との経済協力が活潑になるにつれて, 低開発諸国の法のとりあげ方もかなり変化してきている。つまり, 法の概念規定とはべつに, もっとファンクショナルな法学研究が生まれてきた。ハーバード大学の国際法律研究 (International Legal Studies) やコロンビア大学の国際法律研究計画 (International Legal Studies Program) などのプロジェクトはその例になるかもしれない。アメリカのこうした研究も, われわれの受けとめ方ひとつでかなり消化できるものと思う。なお, つぎの文献は, こうした研究の成果である。

Wolfgang Friedmann and George Kalmanoff, *Joint International Business Ventures*, New York, Columbia University Press, 1961, 558 p.

Wolfgang Friedmann and Richard C. Pugh, *Legal Aspects of Foreign Investment*, Boston, Little, Brown, 1959, 812 p. (Columbia University, International legal studies program).

Milton Katz and Kingman Brewster, Jr., *The Law of International Transactions and Relations; Cases and Materials*, 1958, Preliminary offset edition.

—: *The Law of International Transactions and Relations; Cases and Materials*, Brooklyn, Foundation Press, 1960, 863 p. (University casebook series).

### III 対外利潤送金制限法の立法過程

以上のような観点から, ひとつの法として, ブラジルの「対外利潤送金制限法」をとりあげてみよう。この法律の立法過程には, 現代ブラジルの経済, 政治および社会のディナミズムを集約的に見ることができる。「国運をかけた立法」といわれるだけに, 最初の法案が1961年11月29日に下院を通過してからおよそ1年, その修正をめぐってかなりのめまぐるしい動きがあらわれた。現在なお,

この法律の解釈と運用をめぐる、いくつかの困難な問題がもたげられている。

われわれは、この法律が、ブラジルの経済発展のなかで生まれてくる必然性といったものを、その立法過程(正確には法案修正過程)を通じて考えてみたい\*。

\* 低開発諸国の法に関して、立法過程を扱った文献は収集が困難であるが、手もとにはフィリピンの「小売業国民化法」をとりあげたものがある。

Remigio E. Agpalo, "Nationalization of retail trade in the Philippines", *Philippine Journal of Public Administration*, Vol. 5, No. 2, Apr. 1961, pp. 129 ~143.

**本法成立の背景** ブラジルにおける外国資本の支配をみると、アメリカの占める割合が圧倒的である\*。経済自立をめざすブラジルにとって、アメリカによる国内産業支配と対決することは、ひとつの宿命である。ブラジルのアメリカにたいする反撥のあらわれのひとつとしての経済的ナショナリズムは、アメリカの超産業主義に対する組織的な敵意を意味している。つまり、ブラジルのような低開発諸国が外国企業を制限する政策をとりはじめた理由のひとつは、「一部の経済学者を通じて、早くも1930年代(1929年以降アメリカ合衆国の経験した恐慌の影響がつづいた期間に、ラテン・アメリカに出先機関をもつアメリカ合衆国一流の銀行および産業のうちには、これら諸国におけるその活動が一部のラテン・アメリカ人には俗悪無道に映ったものがあった時代)に、彼らがあまりにも外国特にアングロ・アメリカの銀行家、中間商人、工業家そして船会社や保険会社に依存しすぎたことを悟ったからである。彼らは、単にヨーロッパの産業・金融資本から独立するだけでなく、『ヤンキー』産業主義および『ヤンキー』金融資本によるいっそう露骨な支配を受けるような依存性からも脱却したいと考え

たのである。「第二次世界大戦によってアメリカ合衆国が資本主義史上の新時代を画す超強大国になることがはっきりしてくるにつれて、『ヤンキー』産業・金融資本家に対する危惧がラテン・アメリカ人のあいだに高まるに至った。今やラテン諸国は、単に外見上の政治的独立に甘んずることなく、経済的ナショナリズムに徹しなければならぬ。かくして、ラテン・アメリカの数多くの制限措置は、1930年代以降実施に移され、第二次大戦の終結以降はさらに強化された」(Gilberto Freyre, *New World in the Tropics*, 邦訳) 244~5ページ)。規制措置としては、外国人による鉱山・水資源開発の制限、外国人による農地利用の制限のみならず、国家的な目的をもつ事業の所有制限、さらに外国人の自由企業活動の制限までも含まれていた。そして、こうした国家の経済干渉は、1950年代以降かなり積極的なものとなってくる。1959年4月、ブラジルのジョアン・ゲラルド(当時は副大統領、現在は大統領)は、ブラジル労働党が「わが国を搾取しているアメリカのトラストおよびカルテルに反対する」カンパニアをごく近い将来には始めるであろう、と言明し、さらに、「われわれは、国際的経済団体による搾取から解放されるために、ブラジルの社会的、経済的、政治的構造の根本的な変更を欲する」と指示した(アグニエ・ヤ、「資本主義世界の低開発独立国の経済的発展の諸問題」、池田頼昭・竹浪祥一郎訳、『現代資本主義の諸問題』所収、179ページ)。さらに1960年10月、大統領選挙に勝利をおさめたジャニオ・クアドロスは、初の記者会見でつぎのように語っている。

「社会主義的国家の実現を企てる意図は毛頭ない。わたたくしは、企業の自由を信ずる民主主義者である。しかし、近代的生活実現のための種々の要請から、社会主義を容認する。国家が経済にしばしば干渉することは、もっとも典型的な民主主義国家においても行なわれている。これは、近代

的民主主義国家は若干の社会主義的傾向をもたなければならぬ、というわたくしの主張を裏書きするものである。また、

「ブラジルは、いままで通り、新政権においても外国資本をつねに歓迎する用意がある。ブラジルは、これを必要とするからである。安定と繁栄の環境を外国資本に対して供与することは、今後の5年間に於いても強調されるであろう。ブラジルとしては、これらの資本がブラジルに定着してブラジルとともに大きくなっていくことを希望する。もちろん、利潤を海外に送金することを排除するわけではない。一定の制約を定めて、ブラジル経済を弱めるような大きな出血にならない方式で送金が許されるであろう。いいかえると、わたくしは、利潤送金を一定の行政的措置によって規制する立法に賛成である。しかし、その方式は、外国の企業家が新規の資本を投下することに興味をもたなくなったり、興味を失わせるような方式は、避ける用心が必要である」(O Cruzeiro, 1960. 12. 20, 『ラテンアメリカ時報』, 1961. 1. 21)。

こうして、ブラジルにおける外国資本の支配にたいする反撥は、グラールおよびケアドロスの出現でかなり明確なかたちであらわれてきた。今日、問題とされている企業国有化\*\*、経済力乱用取締り\*\*\*、対外利潤送金制限などは、多少とも国家資本主義的な要素をもった政策であるが、世界の政治・経済のなかでの低開発国といった観点からすれば、むしろ必然的なものがある。

\* 1963年2月、ブラジル政府が発表した国内における外国資本の占める割合をみると、自動車工業90%、タバコ製造業85%、電力産業82%、薬品工業70%、機械工業70%、化学工業50%、およびプラスチック工業45%となっている。

\*\*1962年に行なわれたブラジルにおける公共事業を中心とする企業取用は、おそらくこれまでのうちもっとも活潑なものであろう。ブラジルの公共事業の主力がアメリカ系資本であったために国際問題となり、し

かも取用の方法に若干の疑問があるために63年にはいってもなお補償などの点で国際紛争となっている。具体的内容については、つぎの資料を見よ。桜井雅夫、『ブラジルの経済的ナショナリズム』, 3~16ページ。

\*\*\* ブラジルの経済力乱用取締り法案(通称反トラスト法案)は、対外利潤送金制限法の審議と並行して行なわれ、1963年2月10日発効のはずであったが、現在連邦当局が本法を違憲であるとしているため、現行憲法(後注)のもとでの発効の見込みは少ないといわれている(Noticias, 1963. 4. 16)。なお本法案については、桜井、前掲書に収録の経済力乱用取締り法案を見よ。

**本法修正の過程** ともかく、こうした背景のなかで、1961年11月29日、さきのケアドロスの発言をうらづけるごとく、ブラジル下院はセルジオ・マガリャンエス議員(PTB)提出の対外利潤送金制限法案を賛成151および反対60で可決した。これは政府原案ではなく別に下院財政委員会で検討されていた案である。起草者はセルソ・ブランド議員であるが、その概要はすでに1961年8月発表されていたものである(この法案の全文は、桜井雅夫、前掲書、17~24ページに収録してある)。法案の要旨をまとめるとつぎのようになる。

1. ブラジル内の外国銀行は、その銀行の本国がブラジル銀行に互恵的の権利を与えなければ、預金を受け入れることはできない。
2. あらゆる会社及び個人は、銀行預金を含む海外資産を申告しなければならない。
3. ブラジルで操業する会社は、投資額を外国資本審議会に登録しなければならない。
4. 利子、利潤及び元本の送金は、通貨信用管理局に登録し、ブラジル銀行を通じて行なわれなければならない。
5. 海外送金者は、その名称及び送金理由を申告しなければならない。申告を怠った場合は、送金額の10倍の罰金が科せられる。
6. 正規に登録された負債、輸入、送金者家族

の生計費などを支払う目的でない海外送金は、これを禁止する。

7. 個人又は会社が、海外資産の申告を怠った場合は、刑事裁判にかけられ、その海外資産分が国内資産から没収される。

8. 利潤の年間対外送金は、登録資本の10%までに限定される。

9. 資本の年間償還額は、登録資本の20%を超えてはならない。

10. ブラジル銀行に互恵的権利を与えない国の銀行は、2年以内にブラジルで受け入れた預金を解消しなければならない。

11. 外国系企業にたいする各種の制限：

a. ブラジル銀行、国立経済開発銀行、州立銀行などの政府又は準政府機関の融資を禁止する。

b. 外貨借款又は外国からの延払い信用を受ける場合には、大蔵省又は政府金融機関は保証を拒否する。

c. 国内市場における株式、社債の公募を禁止する。

d. 国内企業の買収を禁止する。

e. 国内企業の利益に反し、外国資本を優遇する措置をとることを禁止する。

以上が法案の趣旨であるが、ブラジルが今までに外国資本に対してこれほどドラスティックなかたちで対処したことはなかったといってよい。イギリスの雑誌『エコノミスト』は、この法案が超ナショナリストティックになることはべつに驚くことではないが、こうも騒々しく外国ぎらいを表面に出して法案を通過させるとは予想もしていなかった、といっている(*Economist's Three-monthly Economic Review, Brazil, No. 41, 1962. 2*)。この法案は、議員の40%が欠席したときに採択されたもので\*、多少抜きうちのなところもあり、政

府当局者の一部、世論の一部にもかなり反対者が出てきたことは事実である。

\* 連邦首府がブラジリアに遷ってから、議員の出席率が低下しているということは、大きな問題である。

一方、圧力団体もいくつかが活潑に動いた。全国工業連盟のディヴィザッテ会長は、つぎのような批判的な見解を發表した。

「ブラジルは、国民の貯蓄をもって生活水準の向上を図れるほど富める国ではなく、経済発展のためには今後も外国資本を必要とする。本法案は、ブラジルの経済発展を足ぶみさせるものである。わたくしは、利潤の対外送金に枠を課することも必要であると思うが、この正常化はブラジルの発展に不可欠な外国資本の流入を阻害するような方法であってはならない。われわれは上院の良識に期待している」。

他方、外国商工会議所審議会も12月15日、各国代表を招集し緊急会議を開き、本法案について種々検討した結果、特別委員会をつくり、法案内容をじゅうぶん研究したうえ、問題点に関しサンパウロ商業連盟から委員を派遣し上下両院合同委員会に対し陳情することを議決した。

日本のサンパウロ総領事館においても、法案の重要性および日本からの進出企業に及ぼす影響の重大性にかんがみ、20日ブラジル日本商工会議所に当地区進出企業代表を招集し、問題点について種々検討した結果、改訂を不可欠とする最低線を要望事項にまとめ、同商工会議所から同所の意見書として外国商工会議所審議会に提出し、善処を求めることになった(*「ラテン・アメリカ経」*、*「済月報」*, 1961. 12)。

さらに、ジュセリーノ・クビシェッキ上院議員\*およびサンパウロ州のカルロス・アウベルト・カルヴァーリョ・ピント知事\*\*なども修正を要求しており、またアマゾン地域の政治家の多くは、同



地域が外国投資による開発をまつ事情から本法案の修正を要望した\*\*\*。

\* クビシェッキは、次期大統領に再出馬するものと思われるが、世論調査によると、もっとも多くの支持(80%前後)を得ている。

\*\* 1962年10月の選挙でサンパウロ州知事には、ピントに代わってアデマール・デ・パロス(PSD-PSP)が当選した。

\*\*\* こうした動きのなかで、海外へ資金を1日もはやく移そうとするため、ドル需要は急増、1961年12月5日の1ドル当たり365クルゼイロという数字は、翌6日には400クルゼイロ、13日ごろには475クルゼイロとそれまでの最低記録をつくった。

こうしたなかで、ナショナリズムの高まりを心配した多くの外国系会社は拡張計画を中止し、生産を削減するものまででてきた。圧力をうけた同法案の提案者側——民族主義者、左翼主義者、(独占を求めるブラジルの実業家)など——は、ついに妥協のやむなきにいたった。すなわち、上院は14日、対外利潤送金制限法案について、アウロ・モウラ・アンドラーデ議長から提出された解決案、つまり下院を通過した本法案の修正案を、議会が1962年2月に再開した際に提出するための上下両院合同委員会のメンバー、各5名を指名するという案を承認、これで法案は大幅に修正される見通しとなったわけである\*。

\* クルゼイロ貨もこれに敏感に反応してふたたび強化のきざしをみせ、14日、15日の2日間は、リオの自由市場で400クルゼイロともち直した(ブラジリア発、1961. 12. 16, AP)。また、この間におけるブラジルへの外国投資をみると、1962年1月は過去5カ年の最低を記録した。『ブラジル銀行月報』によると、1月に投資の認可を得たのは、ブラジル全体でわずかに33万6000ドルにすぎない。また、『コンジュントウーラ・エコノミカ』誌によると、1951~55年のブラジルへの資本流入は、5億8800万ドル、1947~50年の流出は、9600万ドルであったのたいし、1956~60年の流入は9億7100万ドルとなっている(New York Times, 1962. 3. 25 ほか)。

かくして、1962年2月に開かれた特別国会において、上下両院の各党から選出された10名のメンバーによって、つぎのような合同委員会が設置されるにいたった。

#### 上院委員

アロー・ギマランエス(PSD, パラナー)

ルイ・カルネイロ(PSD, パライーバ)

セルジオ・マリーニョ(UDN, リオグランデドノルテ)

ネルソン・マクラン(PTB, パラナー)

メン・デ・サー(PL, リオグランデドスル)(少数党代表)

#### 下院委員

ジョゼ・マリア・アルキミン(PSD, ミナスジェライス)

ダニエル・ファラーコ(PSD, リオグランデドスル)

モンテイロ・デ・カストロ(UDN, ミナスジェライス)

セルジオ・マガリャンエス(PTB, グアナバラ)

カルヴァーリョ・ソブリーニョ(PSP, サンパウロ)(少数党代表)

上記合同委員会は、2月20日初の会合を行ない、委員長、副委員長、および説明委員(relator)をつぎのように選出した。

委員長 ジョゼ・マリア・アルキミン

副委員長 カルヴァーリョ・ソブリーニョ

説明委員 メン・デ・サー

この場合、説明委員は、各委員の意見を総合して委員会としての意見をまとめ、原案作成者となるものであるから、もっとも重要な任務を負っている。この説明委員には上院中での経済財政通として知られているメン・デ・サーが選ばれ、これにより外国資本の取扱いもかなり公平に行なわれ

るであろうと思われた。

委員会はつづいて2月22日、第1回の会合を開き、委員会がこの問題についてとるべき今後の基本方針を定めた。席上、まずメン・デ・サー委員は、この問題の検討および原案作成のまえに、この問題に関して意見を述べたいと思うすべての団体、関係専門家から意見を聴取して、国の将来にもっとも重要なこの問題について正確な知識を得るようにしたい、と述べ、さらに、経済審議会がこの問題を検討中であるため、その意見を聴取したいこと、また外務省に依頼して、ラテン・アメリカ諸国が外国資本に対していかなる法規を適用しているかを調査し報告するよう要請することを提出した。また、ファラーコ委員（下院経済委員会議長）は、つぎのような提案を行なっている。

「委員会は、まず第一にこの問題の検討のために、外国資本に関する資料を収集し、正確な資料に基づいて、利潤送金が国家経済の出血となるかどうか、また外国資本の流出入の動きにおいて赤字があるかどうかを調査し、委員会としてこの問題を正確に把握してから、各意見を聴取するようにしたい。国の将来は、この問題の検討にかかっているほど重要な問題であり、それゆえになんらの感情を混じえず正確かつ根本的にこの問題を検討したい。……さらに、これと関係の深い「経済力乱用取締り法」（いわゆる反トラスト法）に対する上院の傾向ともつねに歩調を合わせる必要がある」。そのほか、各委員もそれぞれ意見を述べたが、アルキミン委員長は、通貨信用管理局、経済審議会、および外務省に対し、早急にこの問題に関して必要なすべての資料を提出するよう要請すると言明し、つぎのような委員会の基本方針を定めた。

1. 問題検討のための資料収集（通貨信用管理局、貿易局、外務省より）

2. 関係者側からの意見聴取（関係団体、経済団体、経済審議会そのほか）

3. 最終的な代案の作成（利潤送金のみでなく、ブラジルにおける外国投資に関しても規制）

さらに、委員会のなかには、外国資本のみならず一般資本についてもこれを規制する「資本投資法」を制定すべしとする傾向もみられた。これは、現在ブラジルの経済にとってもっとも必要にして、かつ不足している資本の利用を規制する必要からでてきたものであるが、しかし委員会としても投資をこうまで厳しく強制的な方法で規制することの危険性をよく承知しており、したがって「資本投資法」も租税措置によってこれを規制することとし、選択を許す制度によって投資を促進せんとする態度に落ちついた。

こうして合同委員会は着実に問題を詰めていったが、議会の本会議のほうでは本案を含む重要案件の実質的な進展はみられず、すべては3月15日からの通常議会にもち越されるかたちとなった\*。

\* アメリカ議会では、もしブラジルが利潤送金制限法案を原案通り通過させた場合には、「進歩のための同盟」からブラジルを除名せよ、という強硬意見がでた。この問題をめぐるアメリカ議会の公聴会の模様はつぎの文献で知ることができる。

John Hickey, "The alliance for progress; the first year—business", *Inter-American Economic Affairs* Vol. 16, No. 1, Summer 1962, pp. 49~72.

3月15日の通常議会の劈頭、グラール大統領は議会に教書をおくり、そのなかで、現下のもっとも重要な問題として投資および利潤送金の規制をとりあげた。上下両院合同委員会はこれに応じて、3月20日~22日第2回の会合を開き、オタビオ・ブリョンエス・ゴウヴェイア 通貨信用管理局長、ウエルテル・アゼヴェード 為替局長 およびアントニオ・アブレウ・コウチーニョ 国際収支部長からこの問題に関する意見を3時間にわたって聴取し

た。通貨信用管理局長は、同時に外国資本に関する国際収支部の現行規定とその監督状況を説明、さらに必要な統計資料を提出した。かれは、現在の外国資本受入体制にさほどの欠陥がないとして、ナショナリスティックな法案の必要は認めなかった。合同委員会の各委員も、会議終了後、かれの説明が満足すべきものであるとし、さらに外国資本に関する国際収支部の監督は、予想以上に嚴重であり、国際収支の統計に関する技術および作成のプロセスもかなり改良され、ブラジルはすでに最良の状態と考えるところまでできていると述べた。一方、ナショナリスト・グループが今回の立法の基礎として利用した資料の収集のプロセスとその信憑性について、各委員が詳細にわたって検討したが、「資料収集は考えていたよりも完全に正確である」(ダニエル・フケラニゴ委員)けれども、法案起草に用いた資料は適確さを欠くという結論を出した。委員会は、こうしてまず外国資本に関する基礎的な統計資料による検討を終わり、次回3月26日には、委員会をブラジルからリオデジャネイロの通貨信用管理局に移して特別会合を開いた。そして4月4日、合同委員会は資料の収集と評価の作業を完了、外国資本の利潤はナショナリスト・グループがいかに多大な利益を享受しているにもかかわらず、導入されてくる外貨に比べれば、きわめてわずかなものであるという結論を出した。

こうして、合同委員会は調査の第1段階を終了し、4月11日から公聴会を開き、学識経験者、経済専門家を呼んで意見を聴取することになった。動員された専門家は6名、うちナショナリスト派3名、リベラル派3名となっているが、前者には、カイオ・プラード・ジュニオール(マルクス経済史学者)、アリストテレス・モウラ(左派、外国資本に関する著作あり)、シドニー・ラチーニ(自動車国産

計画の推進者)、後者には、エウジェニオ・グジン(ブラジル大学財政学教授、ブラジル経済研究所長、元蔵相)、ノゲイラ・ポルト(経済学者)、アレシャンドレ・カフカ(経済学者)が指名された。公聴会の席上、かくてマルクス経済学グループと近代経済学グループとの論争が展開されることになった。ここで、近経グループの代表的な意見であるグジン教授の見解を紹介しよう。

「対外利潤送金制限法にたいしてはまったく反対である。すなわち、資本を外国と内国に弁別すること、またはいかなる種類のものにせよ、利潤送金を制限することは、国家利益に反する行為以外の何ものでもない。このような措置は、自由経済の競争を恐れるごく少数の独占企業体を喜ばすだけである」。

ポルト教授もまた、グジン教授につづいて同様の発言を行なった。両教授は、それぞれ異なる論証方法をとりながら、いずれもこの法案が明らかに国家利益に反するものである、との同一見解をうち出した(*Boletim Informativo da Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil*, No. 145, 1962., 8: 15)。

この間、ブラジル=アメリカ商業会議所も、合同委員会の要請に応じて、法案に関するつぎのような越旨の意見書を提出した。

「たまたま一時的に国際収支がブラジルに有利になったからといって、ブラジルの経済発展における外国資本の貢献を軽く評価することはできない。ブラジルにおける国内生産の増加、国内産業の発展、技術の恩恵、雇用水準の向上、輸出能力の増加、そして外貨の蓄積をみれば、外国資本の果たした役割がいかに大きいかかわかるであろう」。

合同委員会は、こうして公聴会の成果および各団体の意見書の要望を整理し、メン・デ・サー説明委員が、本法案の修正案を作成した。6月12日、

合同委員会はこの修正案を討議・採決するための会合を開いたが、メン・デ・サー説明委員によって提出された修正案の内容はつぎのようなものである（修正案の全文は、梶井雅夫、前掲（書、76～85ページ）に収録してある）。すなわち、すべての「合法的な」利潤の本国送金を行なえるように考慮すること；海外からの資本投資は、政府の特別の認可を必要としないこと；外国資本の登録は必要であるが、これは単に統計上の目的からであること；ただし、特定カテゴリーへの投資は禁じられること、などがその主なものであるが、これらに対する例外規定も設けられている。すなわち、(1) 全体的にみて、投機的な性質の事業又は奢侈品製造業などから生ずる利潤の送金は、利潤総額の8%しか許さない。しかしながら法案は、残余超過利潤を他のブラジルの経済活動に再投資することを認めており、もしこの2次の投資がブラジル経済にとって利益をもたらすものであるならば、そこから得られる利潤はすべて海外送金することが認められる、(2) ブラジルの国際収支がかなり不均衡になった場合には、通貨信用管理局は緊急事態のつづくあいだ、利潤送金は総額の10%に制限する。許容送金額及び制限期間に関しては追って行政命令で決定される、というものである。

メン・デ・サー案は、合同委員会で満場一致で承認され、議会に送付された。メン・デ・サー委員は、その際つぎのような趣旨の報告書を法案に添付している。

「1. ブラジル経済の現状は、低開発の障壁を克服するに必要な投資率を保証できるだけの国民貯蓄を持っていない。人口増加指数から見ればことにそうである（過去13カ年平均の国民総生産の増加率は5.2%、人口増加率2.7%、1人当たり国民所得の増加率2.5%）。この国民貯蓄の不足を補うための外国資本の寄与は論議の余地がな

い。

2. ブラジルは天然資源を無尽蔵に持ち、じゅうぶんな労働力を持っている（しかし人口増加率の絶えざる上昇は失業の危険さえある）。しかし、ブラジルに不足しているのは資本と技術である。これは外部から供託を受けねばならない。
3. 外国資本の問題として考慮すべき基本的な局面は、それが国家経済に対して寄与するかということに存する。すなわち、外国資本は、国民総生産、国民所得、1人当たり国民所得の増加をもたらし、各種経済部門の活動を促進し、関連産業を起こさせ、競争を促進させ、諸税を支払うかどうか、ということである。いずれにせよ、外国資本が国民総生産、国民所得を増加させ、国を富ましていることは疑うべくもない。
4. 利潤は、たとえそれがいかなる額であろうと、つねに価格の一部に過ぎず、その大部分は賃金、原材料、一般経費、諸税に当てられる。したがって、本問題に関係する「配分された利益」は、他のものに比するならば、きわめてわずかである。

1958年のグローバルな所得は7700億クルゼイロ。うち192億が配分された利益で、5000億が労働報酬であった。

5. 一般が考えるのとは反対に、外国資本の直接投資は、主として基礎工業に対して行なわれている。すなわち、  
74.2%が基礎工業に向けられ、その金額は3億7900万ドル。  
25.8%が軽工業に向けられ、その金額は1億3100万ドルとなっている。
6. 外国資本は、もっとも進んだ技術と経験、高度な組織を国家経済に導入しており、その寄与の重要性を過少評価することはできない。

7. 国際収支における外貨の流出において、利潤送金は、平均して、ブラジル為替収入の2%にすぎず、また国民総生産に対し0.5%以下である。
8. 国際収支に対する最大の圧力は、個別計画および補正取引（国際収支赤字補填のための借款）のための、借款、融資の資本である。この支払義務は、グローバルな為替収入の20~25%に相当する。
9. 外国資本は、リスクの資本（直接投資）と借款資本（融資及び借款の資本）のふたつに区別する必要がある。
10. 為替面からみて、外国投資は、それが生産した財の輸出による為替収入により、又は輸入代替工業による外貨節約によって国家経済に寄与している。

アメリカ商務省の1957年の統計によると、アメリカ会社だけで、ブラジルにおいて、4億3100万ドルを生産し、自動車工業実行グループによると、自動車工業は2億ドルを節約している。その他、トラクター、農業機械、船舶、鉄道資材等による外貨節約がある。

11. 統計の示すところによると、自由な利潤送金制、自由為替制下においては、外国資本の流入を増加し——ことにリスク資本の流入を増加する——利潤の流出を減少して再投資を促進する。
12. 利潤の創造問題と外国に対する送金問題は区別する必要がある。前者の問題は、外国資本に特有なものではなく、過度な利潤は反トラスト法や各種の税による規定によって取締らなければならない。

独占等からくる過度な利潤を取締り、一度、当該課税を支払った後では、その後に残った利

潤は、ブラジル人でも、外国人でも、その所有者の自由に任せなければならない。かくして、非居住者は、なんら制限されることなく、それを外国に送金したり、観光に消費できるし、また再投資できるようにしなければならない。

13. 利潤送金の量的制限は、ことにそれが統制為替制と結合する場合、投資者をして、今後における、より以上の制限を懸念して送金の最大限度の権利を行使せしめる。

これに反し、制限なく、送金の自由と自由為替制のもとにおいては、投資家に安全感を与え、国に対する信頼感から再投資を促進する。」

以上の経過で、メン・デ・サー案は上院にもちこまれたのであるが、これからもわかる通り、合同委員会の立法行動には、下院の支持をうけるためにかなり努力したあとがみられる。下院の空気は、1961年の抜きうち的な可決を行なったころからみるとかなり変化しており、ラディカルなままで法案が通過することは考えられなかったけれども、なお上院の行動いかんではどう出てくるかは判断しがたいところであった。しかも、問題を複雑にさせているもっとも大きな要因は、10月7日に総選挙をひかえていること、これとからんで、外国企業収用がきわめてはげしいこと、そしてこれらの要因が議員、政治家の行動を日和見主義的にしていることである。『ヴィジョン』誌は、この修正法案は外国投資にとってみれば全体的としては満足できるものではないが、最初の法案に比べれば案としては一応信頼できるように思われる、といい、さらに、このふんではおそらく原案通りに上下両院を通過するものと思われるが、対外利潤送金は今後も激しい政治問題として残されるだろうし、最終的な決定は10月の選挙前には行なわれそうにもない、と報じた（*Vision*, 1962. 6. 26）。

事態はまさしく政治的混乱をまた起こした。すなわち、6月29日のタンクレード・ネーヴェス内閣総辞職のあと、激しい政権争いのうちに7月10日、プロシャード・ダ・ローシャ新首相が任命された。これには単に国内政治上の問題だけでなく、さきに述べたような複雑な経済事情もからんでいる。この日、プロシャード・ダ・ローシャ首相は、議会に対し政治的にも経済的にも権力のある議員の入閣を要請したのであるが、保守勢力の支配的な議会が新首相にたいして与えた解答は冷いものであった。議会が首相の要求に応えられるような実力者を送りこめば、内閣は現在さかんに論議されているいろいろの問題——対外利潤送金制限とか石油製品輸入・鉱物輸出の国家独占——を支配しはじめるに相違ないというわけである(*New York Times*, 1962. 7. 11. 14<sup>7</sup>)。こうして、組閣は各政党間の意見が一致しないため行き詰まったが、新首相の懸命の努力によって組閣を完了、ついで下院が13日に新内閣を139対73で承認して、17日間にわたった政治危機に終止符を打ったのである。

こうしたなかで同じ13日、上院は利潤送金制限法案の修正案を可決、連邦憲法によって本案は下院に回付されることになったが\*、最初の法案を作成した下院のナショナリスト議員らが、これをどのように受けとめるかが注目される場所であった。グラール大統領は、かれのおかれた位置とその経済基盤からして、下院の立法行動にたいしてかなり複雑な立場におかされた\*\*。しかし、かれが法案の細部はともかく、この問題を1日もはやく合法化することを望んでいたことは事実である。7月16日に、グラール大統領はブラジルで新内閣発足後初のラジオ・テレビ放送を行なっているが、このなかでかれは利潤送金制限問題についてつぎのように述べている。

「外国の企業が、ブラジルから利潤を本国に送金することを制限することは、基本的な問題である。ブラジルが、この面で自己の利益を守る法律を發布せずに、生きのびてゆくことは考えられない。この法律は、当然外国からの投資を選択する問題にも関連してくる。なぜなら、ブラジルは、アメリカその他の国からの投資に反対ではないが、制限を加え、どの投資を選び、どこに投資させるのが有利であるかを考えているからである」。(リオデジャネイロ発、1962. 7. 17, 新華社-ANS)

\* クアドロス辞職後、ブラジルは憲法改正により史上初の議院内閣制を施行したが、諸々の困難な問題を生じて、憲法を改正してふたたび伝統の大統領内閣制に復帰するか否かの国民投票を1963年1月6日に施行した。投票の結果、議員内閣制は否定され憲法はふたたび改正された。1月17日現在の非公式開票結果はつぎの通りである。

議院内閣制を否定……9,236,515 票

議院内閣制を肯定……1,922,447 票

なお、本稿に関係する1946年憲法はつぎの通りである。

第69条 両院のいずれか一院の法律案が、他院で修正されたときは、その修正に関する決定と賛否を求めするために、これを先議院に回付する。

附項 法律案は、最終の議決を経た形式で送付される。

\*\*グラール大統領は、ブラジル労働党の党首であるが、同時にフェセンデイロでもある。

いよいよ8月、上院の修正法案は下院に回付されるわけであるが、ここで事態はまたも混とんとしてくる。下院は、上院が削除した部分を最初の法案に復活させ、上院で変更を加えられた点をじゅうぶんに審議することなく、8月20日これを可決、憲法の規定にしたがって大統領の裁可を求めた。すなわち、下院は、メン・デ・サー修正案を基調とする上院案の第31条を削除し、この代わりに1961年11月の原案の第22条、第23条および第24条がそのまま挿入され、上記3条と他の条項との

抵触を修正せずに通過させてしまったわけである。メン・デ・サー案を基調とする上院修正案に対するセルソ・ブランド下院議員の修正箇所は、その第31条、すなわち、

第31条 経済審議会の意見を聴取し、政府により発令される大統領令に定められた、財及びサービスを生産しない事業活動又は奢侈消費財及びサービスを生産する会社に投下された外国資本に対しては、外国に対する利潤の年送金を通貨信用管理局に登録された資本の8%に制限する。

附項 本条に定める限度を超えた利益の送金は資本の送還と認められ、将来における送金のため相当額を登録額より控除する。但し、国家経済に対し、最大なる利益あるものと認められる事業活動に再投資することが許容される。

を削除して、原案の第22条、第23条及び第24条をつぎの通り挿入した点である。

第31条 外国に対する利潤の年送金は、登録された投資額につき10%を超えることはできない。

第32条 前条に定めた限度を超える利潤の送金は、元本送還と認められ、将来における外国に対する利潤送金のため相当額が登録より控除される。

附項 外国資本送還の割合は、登録資本の20%を超えることはできない。

第33条 第31条に定める限度を超える利潤は補足資本として別途に登録され、将来における利潤送金の権利は与えられない。

この修正は、他の条項との関連性を無視したため、メン・デ・サー案を基調とする上院修正案の趣旨と相反する重大な矛盾が発生した。すなわち、

第28条によれば、国際収支に重大な不均衡が起るような場合、またはかかる急迫状態を予見しうるじゅうぶんな理由のある場合にのみ対外利潤送金を制限しうるとあるにもかかわらず、第31条によれば、外国に対する利潤の送金は、登録された投資額につき10%を超えることはできないとして、相反することを定めている。もうひとつの矛盾は、第28条第2項によれば、利潤が資本の10%を超える場合、超過分に関する金額の翌会計年度における送金を承認することができる、となっているが、第33条においては、10%を超える利潤は補足資本として別途に登録され、将来における利潤送金の権利は与えられない、と規定している。にもかかわらず、第32条においては、10%を超える利潤の送金は、元本送還と認められ、将来における外国に対する利潤送金のため相当額が登録より控除される、となっており、この規定にしたがえば、10%以上の送金も不可能ではないことになる。このほか、第3条および第4条によって、送金基準としての再投資の登録を認めながら、第33条の規定を解釈するかぎり、再投資の利潤送金は認められないことになる\*。

\* そもそもメン・デ・サー修正案の基本的な論拠は、利潤送金には制限を設けないということである。すなわち、資本の所有者は、居住者、非居住者を問わず、適法な所得税を支払った後では、その残額を何に使用しようとする自由であり、したがって送金も自由であるべきだということである。もし量的に制限し、送金の権利を認めるならば、対外利潤送金はその限度まで使用されるから現在の利潤送金額よりもはるかに大きくなると予想される。たとえば、現在推定されている外国投資額は約30億ドルであるから、したがって限度まで送金するならば3億ドルに達するというわけである。過去数年の通貨信用管理局統計の示すところによると、外国資本の利潤送金は、たとえ、ローヤリティ、技術援助、贈与の50%、その他サービスの100%を加えても、上記金額よりはるかに少ないものであり、こ

れは、制限を加えない場合の対外利潤送金が、全体の10%に達していないことを示している。したがって、下院修正案を施行する場合は、第33条のように、再投資による利潤送金を認めない以上、対外利潤送金は従来よりも増えることが予想される。とくに、第33条の再投資利潤の送金禁止措置は、再投資に向けられるべきものの国外逃避をうながすことになるというのである（『東京銀行月報』、1962. 10）。

こうしたいくつかの規定上の矛盾を含みながらも、しかも内容全体がラディカルであるところから、世論の一部は下院の法案の成立をおそれてかなり大きな反応を示し、いくつかの商業団体もこれに反対を表明した。一方、アフォンソ・アリノス・デ・モレ・フランコ外相および合同委員会のメン・デ・サー上院議員は、グラール大統領に対し、上院修正案のどこに欠陥があってそうなったのかを説明せよとせまった。

憤懣を抑えきれない上院は3日後、またも上院修正案を通過させてしまった。すると、グラール大統領は、新しい上院の法案への支持を集めるべく努力する、と言明し、これによって大統領が上院の法案を支持する立場に立っていることが明らかとなったわけである。しかし、この上院の立法行動は違憲であって、結局、問題は下院案をめぐる動きにしばられてきた（『New York Times』、1962. 8. 28 ほか）。世論の一部は、下院案に対して大統領の拒否を期待していたのであるが、グラール大統領は9月1日、法案をそのままアンドラーデ上院議長に回付するというきわめてあいまいな態度をとった。結局、大統領が下院案について裁可も拒否も行なうことなく、下院案可決の8月20日から10日間が経過し、下院案は憲法の規定にしたがって自動的に裁可したものとみなされ\*、本法案は自然成立し、9月3日に公布されることになった。このことに関し、大統領は、官房長を通じてつぎのような談話を発

表した。

「今回国会を通過した対外利潤送金制限法は、その内容において不備な点が多々あることが指摘できるが、このような重要案件が未解決のまままで延期するよりも早急に実施せしめ、不備な点は法律によって是正できると考えたので、これを上院議長に回付し、その批准によって発効させることとした」（『ラテン・アメリカ』、1962. 9. 21）。こうしたグラール大統領の態度にたいしてはブラジルの各紙論調は、「責任のがれ」の行為であると批判していた。『フィナンシャル・タイムズ』によれば、このあと大統領は、アンドラーデ上院議長によって公布された下院案に関して、この法律に効力を与えたことに直接の責任をとることを拒否している（『Financial Times』、1962. 9. 12）。

\* 1946年憲法はつぎのように規定している。

第70条 第65条の場合において、法律案の議決を了えた議院は、共和国大統領にこれを送付し、大統領同意のときは、これを裁可する。

第1項 共和国大統領が、法律案の全部又は一部を憲法違反又は一部を憲法違反又は国家利益に反するものと判断するときは、その法律案を受理した日より起算して休日を除いて10日以内に、その全部又は一部の裁可を拒否し、且つ同一期間内に拒否の理由を連邦上院議長に通告する。その裁可の拒否が立法会期終了後に行なわれたときは、共和国大統領は、拒否を公示する。

第2項 共和国大統領の拒否が10日を経過してのちに行なわれたときは、これを裁可したものとみなす。

第3項 （省略）

第4項 第2項及び第3項の場合において、法律が48時間以内に共和国大統領により公布されないとときは、連邦上院副議長がこれを公布する。

このあたりから大統領と議会との対立はげしくなってくる。そして、ここにまた奇妙な行動がおこる。つまり今度は下院が、いままでの原案とはべつに、上院の修正案の審議をはじめたのである。イギリスなどの関係筋もこれを歓迎していた



のであるが、下院のこうした行動がどういう意味をもつのかはまったく判断を下しにくいところであった。事実、下院による上院修正案の審議は途中で絶ち消えになっている (*Financial Times*, 1962. 9. 12)。これを見てもわかるように、議会、大統領、そして首相の各権限の実態はまったくアンバランスである。グラール大統領は、この事態を收拾するためには大統領の権限強化が必要であると判断し、これを議会に要求した。このため政情はまたも悪化、ブロシャード・ダ・ローシャ内閣は9月14日ついに総辞職し、代わってエルメス・リマ内閣が成立した\*。

\* 先述のごとく、大統領の権限強化の問題は、1963年1月の国民投票で一応の解決をみた。そして1月24日にグラール大統領が、16カ月間の議院内閣制を廃止する法令に署名することによって、大統領が全権限を執行することとなった。したがって首相の制度は廃止され、エルメス・リマ氏は現在外相となっている (*Noticias*, 1963. 1. 29)。なお、ブロシャード・ダ・ローシャ前首相は、9月26日死去した。

結局、対外利潤送金制限法案は、下院原案を基調とする法案が採用されたわけであるが、しかし、通過した8月20日から3週間を経たこの法案は、官報には公示されず、いぜん発効していなかった。政府筋では、これはアンドラーデ上院議長による法律公布ということの「技術的・政治的側面」について現在なお検討中である、との見解を公表した。一方、上院議長は、グラール大統領が議会に法案を回付したということは、法案の事実上の承認をしたものとうけとる、と述べた (*Financial Times*, 1962. 9. 27)。グラール大統領は、この説明に異議を唱えていたのであるが、9月27日付けでようやく本法が官報に公示された。その内容は、本稿の〔付1〕にみられる通りである。

こうしてこの法案の修正をめぐる過程は、外国企業採用の問題とともに、まことにめまぐるしか

った。時間の流れのなかでみれば、このあと(1962年)10月7日に総選挙をひかえていたこと、さらに、この過程のなかから生まれたものでもあるが大統領の権限をめぐる国民投票を(1963年)1月6日にひかえていたことなどが、政治の対抗勢力関係を複雑にさせた。何かこの過程のなかに、現代ブラジルのすがたが集約されているように思われる。ブラジルの将来がかかっているといわれるこの法律は、こんどは運用の段階にはいったわけであるが、いずれにせよかなりの困難な問題にぶつかることは予想される。本法の直接の施行者となったさきのオタビオ・ブリョシエス通貨信用管理局長は、この法案が議会を通過したことについて、これは「国事犯」的な行動であると非難したため、ナショナリストや左派のグループ、さらにグラール大統領の属する労働党からはげしい反撃に会い、ついに一週間後に辞任を余儀なくされた (*Wall Street Journal*, 1963. 1. 8 ほか)\*。外国資本をこれほどに制限するようなかたちで、はたして経済発展を持続しうるかどうかが疑わしいことは事実であるが、われわれは、ブラジルがこうした態度にでる必然性を理解することが必要である\*\*。しかしながら近い将来、こうした政策を再検討せざるをえないことは当然である。その後も上院は下院案を基調とする本法律を不満として、修正案作成を試みているが、本年1月末、下院司法委員会は、上院に対し財政問題審議の優先権は認めがたく、上院による本法律修正案を違憲としてこれを拒否している (*Financial Times*, 1963. 1. 25)。一方、グラール大統領は議会みずから統一した法案の作成のために努力することを望んでおり、サン・チアゴ・ダ・タス蔵相も本法律にはかなり不満の意を表明している。したがって、本法律になんらかの修正が加えられることは、時間の問題であろう。

\* その後、通貨信用管理局長は、ジュリオ・アヴェ  
ラール氏から現在はオタヴィオ・ディアス・カルネイ  
ロ氏（前ブラジル銀行再割引局長）に移行している。

\*\*この法案の修正過程のはげしい動きのなかで、ブ  
ラジルへの外国投資は、1962年1月～7月で1260万ド  
ルに減少、7月だけで総計わずかに57万9000ドルであ  
った。予想では、1962年の新規外国投資は1800万ドル  
を下回るものといわれる（*Business Week*,  
1962. 9. 8 ほか）。

## 〔付1〕 対外利潤送金制限法

1962年9月3日付法律第4,131号

1962年9月27日付官報第183号を以て公布

第1条 本法律において外国資本とは、財又はサーヴィ  
スの生産にあてるため、最初外貨を費消することなく、  
ブラジルに入った財、機械設備、及び経済活動にあて  
るためわが国に導入された金融又は通貨資金にして、  
両者の場合、外国に居住又は本店を有する個人又は法  
人（以下「非居住者」という）に所属するものをいう。

第2条 わが国に投下される外国資本に対しては、同等  
条件のもとに、内国資本に対し許容されるものと同様  
な法的取扱がなされ、本法律に規定されていないいか  
なる差別待遇も禁じられる。

### 資本の登録、送金及び再投資

第3条 通貨信用管理局内に外国資本登録の特別事務局  
が設けられ、いかなる形式のものであっても、わが国  
に入ったもの及び外国に対する金融取引について、次  
のことが登録される。

- a. 通貨若しくは財における直接投資又は借款の形式  
のもとにわが国に導入される外国資本
- b. 元本の送還又はその資本の利潤、即ち利益、配当  
金、利子、償還並びにローヤリティ、技術援助の支  
払いとして、若しくは外国への利潤移動とみなされ  
るその他あらゆる名義により外国に対して行われる  
送金
- c. 外国資本利益の再投資
- d. 現行法規に基づいて行われる会社資本金の変更

附項 本条“c”に記載する再投資の登録は、ブラジ  
ルに本社を有する法人であっても、外国会社に従属  
し又は非居住者に所属する過半数の株によって統制  
されるものは、これを行わなければならない。

第4条 外国資本の登録は、それが由来する国の通貨に

おいて行われ、利益再投資の登録は、国貨において行  
われる。

附項 財により表示される資本の場合、その登録は出  
資国における評価額により、又は満足すべき証拠書  
類のない場合、その資本受入会社の帳簿に記載され  
た評価額に従うか若しくは規定に定められる評価基準  
によりなされる。

第5条 外国資本の登録は、わが国に入った日から30日  
間にかなる課料又は課徴金を支払うことなく申請  
されるものとする。会社の当該機関により、その会計  
上の登録が承認された日から同期間（30日）内に、利  
益再投資の登録が行われる。

附項 わが国に既存の外国資本及び当該利益再投資  
も、又登録しなければならない。その登録はその所  
所有者若しくは責任者により、又は投資されている会  
社により、本法律発布の日から180日の期限内に申  
請しなければならない。

第6条 通貨信用管理局は前条に記載する事項の登録が  
常に実際のものとするために必要な措置を講じ、会社  
をして通貨信用管理局が要請する情報提出をなさしめ  
るものとする。

第7条 本登録にとって再投資とは、利潤の名義におい  
て外国に対し合法的に送付し得る金額を送付せず、会  
社自身の事業又は国家経済の他部門に投下されたもの  
をいう。

### 利子、ローヤリティ及び技術援助の送金

第8条 借款、信用及び融資に対する利子送付において、  
当該契約及び当該登録に記載された利率を超過した部  
分に対しては、元本償還とみなされる。通貨信用管理  
局はその借款、信用又は融資がなされた金融市場にお  
いて、同種、同条件の取引に対し、それがなされた期  
日に実施されていた利率を超過する利率の一部を、拒  
否又は阻止することができる。

第9条 利益、配当金、利子、償還、ローヤリティ、技  
術、科学、経営上の援助及び類似の名義により、外国  
に対し移動せんと欲する個人及び法人は、その送金を  
正当化するために必要と認められる契約書及びその他  
の書類を、通貨信用管理局の当該機関及び所得税徴税  
局に提示しなければならない。

附項 外国に対する送金は、通貨信用管理局における  
その会社の登録及び適法なる所得税支払いの証拠書  
類に従うものとする。

第10条 通貨信用管理局は、必要と認める場合、外国に

対する外貨送金を行わんとするブラジルに設立された会社に対して与えた技術、経営又は類似の援助が、実際的に行われたことを明らかにするため取調べる事ができる。

第11条 発明の特許、商工業の商標、又はその他同種の名義によるローヤリティ支払いのための送金は、当該特権がその相手国において失効していないという証拠を関係者側が提出することに従うものとする。

第12条 発明特許の適用若しくは商工業商標の使用、又は技術、科学、経営若しくは類似の援助によるローヤリティ名義の適法な金額の合計額は、1959年12月7日付大統領令第47,373号第37条の効果のため所得税申告書において製造された物品又は売却の粗収入につき、最高限度5パーセントまで控除することができる。

第1項 本条に記載する控除に対し許容される百分率は、緊要度に従いグループに集合された生産又は事業活動タイプを考慮し、大蔵大臣の決定により定められ、且つ定期的に再検討される。

第2項 本条に取扱う控除は、かかるサービスが実際に与えられ、又は工業所有権法の規定に基づき、わが国に正規に登録された商標、発明特許の使用の譲渡若しくは類似の援助諸費用が証明された場合承認される。

第3項 技術、科学、経営及び類似の援助諸費は、会社の操業後、又はその必要が認められ生産特別プロセスの導入後、最初の5カ年においてのみ控除され得るものとする。但し、その期間は通貨信用管理局審議会の承認により、さらに5カ年まで延長することができる。

第13条 発明特許の適用並びに技術、科学、経営及び類似の援助によるローヤリティ名義の適法なる金額にして、その条件を満足せしめず、又は前条に定める限度を超えるものは、第43条及び第44条に基づき、課税されるべき配分された利益と見なされる。

附項 非居住者に対する商工業の商標使用名義の金額は、第43条及び第44条に従い、又課税される。

第14条 ブラジルに設立されている会社の支店又は子会社と外国の本店間の場合、又はブラジルにおける会社資本金の過半数が、外国におけるローヤリティ受取名義者に所属する場合、発明特許及び商工業商標の使用によるローヤリティ支払のための送金は許されない。

附項 本条の場合、第12条に規定されている控除は許されない。

第15条 財及び商品の輸出又は輸入における、アンダー又はオーバーインボイスによる関税又は為替上の偽証行為は、正常な行政手続きによって明らかにされた場合、それに対しては被告に対し十分な弁護が保証される。

責任者に対し、アンダー又はオーバーインボイス額の10倍まで、又は1年より5年の期間、輸出及び輸入を禁ずる罰則が通貨信用管理局により適用される。

第16条 政府は、利益及びローヤリティの送金、技術及び類似の援助サービスの支払い、輸入財の価格、映画フィルム賃貸料、機械類その他課税ベースとなり得るあらゆる要素についての課税及び為替に関する情報交換を目的とした行政協力の協定を、外国と締結することが承認される。

附項 政府は、あらゆる課税の監督及び徴収、又は脱税行為の抑圧を最も有効なものとするため、連邦、州並びに市及び郡の官庁によって行われる課税統制に対する総合的行動を目指し、州並びに市及び郡との間に、監督協力のための協定又は取極めをなすものとする。

#### 外国における財及び預金並びに会計規定

第17条 ブラジルに居住し、又は本店を有する個人及び法人は、通貨信用管理局審議会が定める規定に基づき、銀行預金を含み、外国に所有する財及び有価証券などを通貨信用管理局に申告しなければならない。但し、外国人の場合、ブラジル入国に際しすでに所有していたものを除く。

附項 本法律施行後30日以内に、通貨信用管理局審議会は最初の申告のための期間60日を定め、本件に関する指令を発するものとする。

第18条 前条の規定を遵守しない場合、外国における有価証券及び銀行預金は、不合法的に増殖した果実と認められ、ブラジルに存在する財及び有価証券により返還又は補償されるため、刑事訴訟手続の対象となり得るものとする。それらブラジルに存在するものは、十分に補償されるように財務当局が、これを差し押えることができる。

第19条 ブラジルに居住し、又は本店を有する個人及び法人は、なお外国において新たに取得した財及び有価証券を通貨信用管理局に通告し、かかる目的に使用した資金を指示しなければならない。

附項 又別に毎年、1月31日までに、前年12月31日現在の外国における銀行預金額を通貨信用管理局に通

告し、その変動を正当化しなければならない。

第20条 政府は、その細則により、同種事業活動グループに対し、各種規模の会社に適用し得る標準化した会計上の勘定様式及びその一般規定を定めるものとする。

附項 細則によって是認された場合、当該事業活動グループのすべての法人に適用し得べき会計上の勘定様式及び一般規定は、細則に定められる期間内に、各自の会計組織において遵守されなければならない。但し、実施している会計組織に順次適合させることが許される。

第21条 株式会社を含む会社の決算においては、非居住者に所属する資本及び信用の額を区別しなければならない。

第22条 同様に非居住者に賦与された利益、配当金、利子及びその他あらゆる所得の額を明らかにするため、損益勘定書において区別しなければならない。

#### 為替に関する規定

第23条 自由為替市場における為替取引は、為替取引を承認された機関を通じ、法令に定める場合、公認仲買人を介してなされ、両者とも通貨信用管理局が定めた規定に従い、顧客の身分及び顧客によって与えられた報告による正確な分類に責任を持つものとする。

第1項 通貨信用管理局により採用されている分類法の項目に明らかに入らない取引、又は「その他」及び「雑」等の如く、残部の項目に分類され得るものは、ブラジル銀行を通じてのみ行うことができる。

第2項 通貨信用管理局が定めた雛型に従い、数通からなる様式中に虚偽な身分申告をした場合、銀行、仲買人及び顧客に対し犯罪を構成する違反となり、それぞれの違反者に対し、取引額の3倍に相当する罰金が課せられる。各取引には、顧客の署名及び銀行並びにその取引に介入した仲買人による検証が要求される。

第3項 第2項に記載する様式中に、虚偽な報告を申告した場合、顧客のみの責任により取引額の100%相当額の罰金をもって処罰せられるべき違反となる。

第4項 本条第2項に記載する様式中、顧客より与えられた報告につき、誤った分類をなす場合、通貨信用管理局審議会によって定められた規定内で、銀行及びその取引に介入した仲買人に対し罰せられるべき違反となり、当該違反者に対し当該額の5%より

100%相当額の罰金が課せられる。

第5項 再犯の場合、通貨信用管理局は、本条の規定を履行しない銀行機関に対する為替取引の認許状を取り消すことがあるべく、又仲買人に関しても同様の措置を当該当局に提議する。

第6項 本条の規定は、第2項に取扱う様式中に記載しなければならない。

第24条 為替取引を認可された銀行機関は、通貨信用管理局に対し、定められた分類に基づき、毎日その目的を明細に記した為替の売買総額を報告しなければならない。

附項 為替の売り手又は買い手が法人である場合、統計報告は、その会社の帳簿に記載された相当額に正確に一致しなければならない。

第25条 銀行機関が、行われた取引についての正確な総額を報告しない場合、わが国に実施されている最大な最低賃金年額の最高30倍までに相当する罰金が課せられ、再犯の場合その3倍とする。

附項 罰金は、(通貨信用管理局内)銀行検査課長によって課せられ、停止効果なく、その通告を受けた日から15日以内に通貨信用管理局審議会に対し上訴することができる。

第26条 違反が繰返される場合、銀行検査課長は、通貨信用管理局局長に対し、それに責任ある銀行機関の為替取引に対する認許状取り消しを要請し、通貨信用管理局審議会がその最終決定をなすものとする。

第27条 通貨信用管理局審議会は、為替状態がそれを必要とする場合、資本の移動に関する為替取引の全部又は一部を、輸出入市場と分離された為替金融市場においてなすことを決定することができる。

第28条 国際収支に重大な不均衡が起るような場合、又はかかる急迫状態を予見し得る充分な理由のある場合、通貨信用管理局審議会は、一定の期間、輸入及び外国資本の利潤送金に対し、制限を設けることができ、その目的のため、ブラジル銀行に対し為替取引の全部又は一部の独占を承認する。

第1項 本条に定められた場合においては、リスク資本の送還という名義による送金は禁じられ、第3条及び第4条の規定に基づいて登録された資本についての利潤送金は、これを10%に制限する。

第2項 資本の10%を超える利潤は、通貨信用管理局に通告しなければならない。通貨信用管理局は本条に記載する制限が、一会計年度以上に延びるような

場合、超過分に関する金額の翌会計年度における送金を承認することができる。但し、その会計年度の利益が前記制限に達しない場合に限る。

第3項 本条と同様なる状態の場合、通貨信用管理局は、ローヤリティ、技術、経営援助又は類似の名義による送金額を、会社粗収入につき、年5%の最高累徴限度まで制限することができる。

第4項 なお、本条の場合、通貨信用管理局審議会に対し、「国際旅行」による外貨支出を制限する指令の発令が認められる。

第5項 但し、合法的に登録されている借款契約に記載された利子及び割賦償還の送金に対しては制限しない。

第29条 為替準備金の使用を節約することが必要と認められる場合、政府は臨時的に通貨信用管理局指令を通じて、商品輸入及び金融移動に対して課せられる、通貨のみに限定された財政負担（註・賦課金）を要求することが認められる。この場合、輸入商品額の最高10%まで、「国際旅行」を含み、あらゆる金融移動額につき最高50%までとする。

附項 本条に規定する負担に関する許容最高期間は、1カ年につき、継続的と否とに拘わらず150日間とする。

第30条 前条に定める賦課金の方法により徴収された金額は、クルセイロにおける通貨準備金として通貨信用管理局自体の現金において保有され、適当と判断される場合、為替準備金及び為替保有を強化するため、金及び外貨の買取りにのみ使用される。

第31条 外国に対する利潤の年送金は、登録された投資額につき10%を超えることができない。

第32条 前条に定めた限度を超える利潤の送金は、元本送還と認められ、将来における外国に対する利潤送金のため、相当額が登録より控除される。

附項 外国資本送還の割合は、登録資本の20%を超えることができない。

第33条 第31条に定める限度を超える利潤は、補足資本として別途に登録され、将来における利潤送金の権利は与えられない。

第34条 あらゆる状況において、又その為替制度がいかなるものであっても、利益、利子、ローヤリティ、技術援助の送金、元本の送還等に対する為替購入に対しては、1957年8月14日付法律第3,244号（註・関税法）に記載する一般カテゴリーの輸入支払いのための送金

に適用されるものよりも、さらに有利な条件を認めることはできない。

第35条 通貨信用管理局審議会を構成する機関の主宰者（註）任命は、國務大臣を除き、上院の事前承認によるものとする。

「註」 通貨信用管理局審議会のメンバーは、蔵相（議長）、ブラジル銀行総裁（副議長）、ブラジル銀行の為替局、貿易局及び再割引局の各局長、通貨信用管理局局長及び国立経済開発銀行総裁の7名である。

第36条 通貨信用管理局審議会のメンバーは、毎年4月30日までに、自身及びその妻並びに従属者の資産及び所得を申告しなければならない。その申告書は、連邦会計検査院により検査された後、保管され、その事実を上院に通告するものとする。

附項 外国資本登録に関する職務において、正常なる責任を有し、又は本法律の規定に基づき、その監督の任にある通貨信用管理局の公務員は、同様に本条に規定する資産及び所得を申告しなければならない。

#### クレジットについての規定

第37条 国庫並びに連邦及び州の統轄する公社を含む連邦及び州の公的金融機関は、議決権を有する資本の過半数が非居住者に帰属する会社によって外国から獲得される借款、クレジット又は融資に対しては、大統領令に承認を通じてのみ、これを保証することができる。

第38条 外国資本が過半数を占める会社又は外国に本店を有する会社の支店は、その操業開始が証明されるまで、前条に記載する機関より融資を受けることはできない。但し、内閣の特別承認により国家経済に対し最高利益と認められる計画はこれを除く。

第39条 第37条に記載する金融機関は、議決権を持つ資本の過半数が非居住者に所属する会社の固定資産において実現さるべき新投資に対してのみ、借款、クレジット、あるいは融資を許可することができる。それらのものは、経済審議会の意見を聴取した後、政府により発令される大統領令において決定され、かつ列挙された、国家最高利益の経済活動部門及び地域に投下される場合に限るものとする。

附項 法令によって創設された、投資に関する政府基金から来る財源の適用は、又本条に定めた規定に従うものとする。

第40条 投融資会社は、外国資本によって統制されている会社又は外国に本店を有する会社に従属する会社に

より発行された議決権を保証されている株式及び証券類を、国内資本市場においてのみ売却することができる。

### 課税についての規定

第41条 次の所得は、本法律の規定に基づき、源泉において、所得税が差引かれなければならない。

- a. 無記名株の配当金及びそれらの株に対し賦与されるあらゆるボーナス
- b. 「受益証券」又は「発起人証券」と称される無記名証券から来る利益及びあらゆるその他の所得
- c. 非居住者により又は外国会社の支店若しくは子会社により受取られる法人資本の記名株式その他あらゆる記名証券についての利益、配当金及びあらゆるその他の受益

第42条 外国資本が支配的な法人、又は外国に本店を有する会社の支店及び子会社は、所得税法中に定められる規定及び所得税率に従わなければならない。

第43条 非居住者に賦与される利益及び配当金は、無記名株に対する適法な配当金に対して実施される率により、源泉において所得税を支払わなければならない。

第44条 上記の税は、国家経済に対しより少ない利益の経済活動に投下された会社なる場合、20%の追加分が徴取される。その場合、経済審議会および通貨信用管理局の意見を聴取した後、政府により発せられる大統領令に定められた、その場所が考慮される。

第45条 輸入者でない上映者の利潤を除き、映面上映から来る利潤は、40%の割合で、所得税が差引かれなければならない。但し、納税者は、当該税の40%を、特別勘定としてブラジル銀行に領託する選択権を持つものとし、この金額は、1961年2月17日付大統領令第50、278号を以って創設された映画工業実行グループの意見を聴取し、1961年8月1日付大統領令第51、106号の規定に従い、国内映画製作に適用することができる。

第46条 権利の譲渡を含み、不動産売却より生ずる利益は、その所有者が非居住者である場合、第41条に定める率により所得税を支払わなければならない。

第47条 中古の機械設備輸入に対し定められた基準は、外国の投資家及び会社に対しても、国内のそれらのものに対しても、同様に適用する。

第48条 中古の機械設備の輸入が許可された場合、新機械設備輸入に対し施行されているものと同じ為替制を享受できるものとする。

第49条 関税政策審議会は、機械設備が向けられる地域

の特異性、適用される地域の工業集中化、及び輸入がなされる以前における機械設備の使用度等に応じ、機械設備に課せられる税を30%まで増減する権限が与えられる。

附項 機械設備が最初に向けられた地域から、その軽減が許容されない地域に移動する場合、責任者は輸入時に享受した税の軽減に相当する額を、徴税当局に支払わなければならない。

### その他の規定

第50条 ブラジルにおいて、その営業が認可されている外国銀行に対しては、その銀行本店所在地の法規が、そこに支店を設置しようとするブラジルの銀行に対して課すると同様な禁止又は制限条項を適用する。

附項 通貨信用管理局は、この国においてすでに営業をしている外国銀行に関し、本条の規定を2カ年の期限内に履行するために必要な指令を発することができる。

第51条 外国銀行であって、その本店所在地における法規が、ブラジルの銀行の営業に対し制限を課するものに対しては、内国銀行の議決権を有する株30%以上を獲得することを禁ずる。

第52条 内閣は、一般計画の遂行において、経済審議会の意見を聴取し、国家経済に対するその利益度に従い、経済活動の分類を定めることができる。

附項 その分類及びあり得べき変更は、大統領令を通じて公表され、3カ年以上の期間に施行されるものとする。

第53条 内閣は、経済審議会の意見を聴取し、大統領令を以って次のことを定める。

- I. ある経済活動における外国資本の投下は、国の低開発地域を受益するため、優先順位を遵守して行われるべきこと
- II. このように投下された資本は、第28条に規定する制限を、大小の割合において免除されるべきこと
- III. 同様な取扱いが、国家経済に対し最高利益と認められる活動に投下された資本に対しても適用されるべきこと

第54条 内閣に対し、ラテン・アメリカ自由貿易連合を構成する諸国との間に、外国資本に対する取扱いに関し、統一的な法規が採用されるための了解及び協定を促進すべきことが承認される。

第55条 通貨信用管理局は、定期的に、ブラジル地理統計院と協力し、この国に投下された外国資本の実態調

査を行うものとする。

第56条 この実態調査は、ブラジルの一般国勢調査日に行われ、前年12月31日現在の外国会社及び外国資本の状態を記録するものとする。

第57条 外国資本についての状態、移動及び結果を完全に分析し得るような、前条に記載する実態調査の計画及び様式作製は、通貨信用管理局に委任される。

附項 通貨信用管理局は、実施された実態調査を基礎とし、内閣及び国会に対し提出すべき広範且つ詳細な報告書を作製するものとする。

第58条 本法律に対する違反には、本文に記載された個別的罰則を除き、この国に実施されている最大な最低賃金の20倍より50倍の罰金が課せられ、それは本件に関し発令されるべき細則又は指令における規定に基づき、通貨信用管理局により課せられる。

第59条 本法律は、公布の日から施行し、これに反する規定は無効とする。

以上

1962年9月3日、ブラジリアにおいて

独立第141年、共和国第74年

アウロ・モウラ・アンドラーデ

## 〔付2〕

### 対外利潤送金制限法細則

通貨信用管理局は、本法に準じ、指令第231号（外資登録）及び第232号（在外資産申告）によってその適用方法を指令した。

指令第231号（借款、信用、融資の種類）

1. 登録すべき借款、信用及び融資は下記の通りである。
  - イ. 資産及び現金の形態における直接投資並びに（1962年、筆者注）9月27日までに実施された投資。
  - ロ. 9月27日までに実施された借款、信用及び融資。
  - ハ. 貨幣の直接投資即ち財政市場を通じて、9月27日以後国内に流入したものの。
  - ニ. 資産形態における直接投資で、今後入国を許可されたものの。
  - ホ. 借款、信用及び融資で、入国を許可された資産の輸入にあてられるもの。
  - ヘ. 貨幣形態における借款、信用及び融資即ち金融市場を通ずるもので、入国を許可されたものを含む。
  - ト. 9月27日前又は以後におけるローヤリティ及び技

術援助契約で、利潤の対外送金にかかわるもの。

チ. 資本の貨幣価値の変更。

1. 通貨信用管理局は、供与された登録に準じて行われるべき対外送金に対し、期間限度をブラジル銀行為替局に通告する。

1. 為替局は、所得税の受取証提示を条件として送金を許可し、その許可を通貨信用管理局に通告する。

1. ここにいう登録は、さきに行われた申請とは関係なく申請されるべきものである。

1. 無為替資産の形態における投資、借款、信用及び輸入に対する融資は、引き続き現行の事前許可制度に従うべきもので、その登録は資産の流入又は借款の利用毎に行われなければならない。

1. 9月27日以後に実施された利潤の再投資は、会社当該機関の承認の日付より起算して30日以内に申告されなければならない。

指令第232号（資産の申告）

1. 在外資産及び有価証券の申告は、この指令発令の日付より起算して60日以内に提出されなければならない。

1. この種の他の申告は、海外において新しい資産及び有価証券の購入が行われる場合に実行されるべきもので、その目的に使用された資金の指示を必要とする。

1. 自然人及び法人は、毎年1月31日までに、その前年の12月31日における在外資産、有価証券及び銀行預金の金額を申告しなければならない。

付記 既知のごとく、法の形式、つまり立法過程の問題は、法社会学の重要な課題のひとつである。わが国でも、小林直樹教授、渡辺洋三教授などを中心に、理論研究、実証研究が進められている。本稿のⅢは、これらの成果から示唆を得てはじめた作業であるが、資料上の制約から意を達しえなかった。立法への理性の参与、圧力団体、政治の対抗勢力関係など分析すべき項目はまだ残されたままである。これら不じゅうぶんな点は、現地で検証の上、補足し、改めて発表したいと思っている。

（アジア経済研究所調査研究部第7調査室）